

報告第43号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年1月16日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第30号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年12月26日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に關し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和7年11月1日 午前11時26分

2 事故発生の場所

つくば市天久保四丁目101番

3 相手方

- (1) 住所 水戸市 ■■■■■■■■■■■■
(2) 氏名 ■■ ■

4 事故の概要

上記場所において、つくば市道4-4021号線の街路樹の枝が民有地側に越境して電線を切断したことで、相手方が所有する共同住宅で停電と断水が発生したため、電線の修理を行ったもの

5 損害賠償額

金93,500円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金93,500円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。